

平成27年度第2回

# 逗子市個人情報保護運営審議会

平成27年7月9日（木）

逗子市総務部情報公開課

平成27年度第2回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 平成27年7月9日(木)

午後2時～

場 所 逗子市役所4階 議会会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 逗子市教育委員会諮問第2号 学校と警察との相互連携に係る協定に関する事務における個人情報の取扱い制限の解除、本人外収集、目的外提供及び本人通知の省略について【学校教育課】
3. 諮問第11号 個人の市民税及び県民税の賦課事務に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【課税課】
4. 諮問第10号 家庭ごみ処理手数料減免事務に係る個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について【資源循環課】
5. 個人情報事務登録簿について
6. 逗子市個人情報保護条例の改正にかかる解釈運用基準の改正について
7. その他

出 席 委 員 (5名)

会 長	立 川 丈 夫
副 会 長	青 木 孝
委 員	安 達 和 志
委 員	篠 崎 百 合 子
委 員	海 原 弘 之

説明のために出席した職員

教育部次長 教育総務課長 事務取扱	原 田 恒 二
-------------------------	---------

学校教育課長	川	名	裕
課税課長	宮	崎	豊
課税課長 係	園	部	稔
環境都市部次長 資源循環課長 事務取扱	石	井	義久
資源循環課 主事	森	下	聡子
神奈川県警察 生活安全部 少年育成課長	小	山	晃伸
神奈川県警察 生活安全部 少年育成課長補佐	一	條	裕喜
神奈川県警察 少年育成課少年 対策係副主幹	齊	藤	英紀

**事務局出席者**

情報公開課長	矢	島	小百合
情報公開課長 係	内	田	典久
情報公開課 非常勤事務員 嘱託	尾	崎	美香

**会議の公開・非公開の別**      公 開

**傍聴者**                              なし

**配付資料**

- ・ 第2回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・ 委員名簿
- ・ 平成26年度第6回逗子市個人情報保護運営審議会議事録

- ・平成27年度第1回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・【資料1】逗子市教育委員会諮問第2号 学校と警察との相互連携に係る協定に関する事務における個人情報の取扱い制限の解除、本人外収集、目的外提供及び本人通知の省略について【学校教育課】
- ・【資料2】諮問第11号 個人の市民税及び県民税の賦課事務に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【課税課】
- ・【資料3】諮問第10号 家庭ごみ処理手数料減免事務に係る個人情報の目的外利用及び本人通知の省略について【資源循環課】
- ・【資料4】平成27年度第2回 個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・【資料5】逗子市個人情報保護条例新旧対照表（確定版）  
逗子市個人情報保護条例施行規則新旧対照表（確定版）
- ・【資料6】逗子市個人情報保護条例改正表（案）  
個人情報保護条例の解釈運用基準案【改訂版】
- ・【資料7】逗子市個人情報保護条例関係 規程・要綱・要領等 改正表(案)
- ・【資料8】平成26年度類型諮問にかかる利用・提供の実施状況
- ・【資料9】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定についての説明会資料

午後 2時開会

○立川会長 それでは平成27年第2回個人情報保護運営審議会を開催したいと思います。

篠崎委員がちょっと30分ほどおくれるという連絡が入っておりますので、先に定刻どおり進めさせていただきたいと思います。

本審議会規則第3条第2項の規定に基づきまして、半数以上の委員の出席があれば成立ということでございますので、成立条件を満たしております。

きょうは特に傍聴人の方いらっしゃらないですね。

それでは、議題に入ります前に、新任の委員の紹介につきまして、事務局からいたしますか。

○矢島情報公開課長 それでは、会議に先立ちまして、皆様にご報告がございます。

当審議会では、池部委員の本年3月末日付辞任により、委員が1名欠員となっておりますが、5月に広報等を通じて募集した結果、複数の方にご応募いただきまして、抽選を行った結果、海原弘之さんがご当選されましたので、ご紹介いたします。委嘱につきましては、既に5月18日付でさせていただいております。海原様、一言ご挨拶をお願いいたします。

○海原委員 海原弘之です。逗子市新宿に住んでおります。よろしく申し上げます。

今回は微力でございますが、少しでも協力できるものはしていきたいという気持ちと、私自身、非常に勉強になる機会とこの場を考えておりましたので、その両面あわせて参加させていただくことになりました。よろしく申し上げます。

○立川会長 ありがとうございます。

それでは、現在の委員さんからも自己紹介を、じゃ、青木さんから。

○青木副会長 弁護士の青木孝です。よろしく申し上げます。

○安達委員 神奈川大学の安達と申します。よろしく申し上げます。

○立川会長 それじゃ、篠崎委員が見えたらお願いすることにいたしまして、会長の立川と申します。どうぞよろしく申し上げます。

また、新しいメンバーを加えて、精力的に審議会を進めさせていただきたい

と思います。よろしくお願いいたします。

では、まず事務局のほうから配付資料の確認をお願いいたします。

(配付資料の確認)

○立川会長 よろしいでしょうか。大丈夫ですね。

それでは、議題の1に入ります。個人情報保護運営審議会の議事録についてを議題といたします。

これも事務局からお願いいたします。

○矢島情報公開課長 先日、校正依頼いたしました平成26年度第6回議事録、平成27年度第1回議事録ができ上がりましたので、ご確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○立川会長 この内容につきましては、既に皆様方にチェックをしていただいて、校正をしておりますので、特に大丈夫だと思うんですが、気になるところを確認、お願いいたします。よろしいですかね。

それでは、これで確定ということになりました。平成26年度第6回の議事録と平成27年度第1回の議事録が確定ということです。

じゃ、事務局、あとはよろしくお願いいたします。

それでは、議題の2に入ります。教育委員会諮問第2号、学校と警察との相互連携に係る協定に関する事務における個人情報の取扱い制限の解除、本人外収集、目的外提供及び本人通知の省略についてを議題といたします。

この議題に入る前に、諮問案件が学校と警察の相互連携についてという観点から、担当所管である学校教育課から神奈川県警察本部職員を同席させることについて、事前の確認がございました。個人情報保護運営審議会規則第4条において、審議会は必要があると認めるときは、専門事項に関し学識を有する者、実施機関の職員、その他の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる、そういうのがございます。

そこで、皆様方にお諮りしたいのですが、県警本部職員の同席について、意見または説明の場のみで出席をお願いし、諮問案件についての決議、あるいは採択の際には退席していただくということで許可をしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○立川会長 それでは、質疑応答のみのときに出席ということで、じゃお入りいただいでください。

——学校教育課、神奈川県警察 入室——

○矢島情報公開課長 資料1になります。よろしくお願ひいたします。

○立川会長 それでは、早速ですが、出席者の簡単に紹介と、その後、説明をお願ひいたします。

○川名学校教育課長 かしこまりました。

本日は、神奈川県警察本部生活安全部から少年育成課小山課長、それから、一條課長補佐、それから、齊藤副主幹にお越しいただきました。

それから、逗子市教育委員会からは、教育部の原田次長、そして私、学校教育課長の川名でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○立川会長 よろしくどうぞ。

○川名学校教育課長 それでは、私から説明をさせていただきます。まず、今回の諮問に至った経緯について説明をさせていただきます。

ご存じのことと思ひますけれども、逗子市教育委員会では10年前の平成17年に児童・生徒の問題行動が深刻化、広域化するなどの状況を踏まえ、学校と警察の実効的な連携の強化を図るため、学校が保有する家庭環境調査票や個人行動記録などを収集目的外に警察に提供すること、及びその際に、本人への提供の通知を省略することについて、逗子市個人情報保護運営審議会に諮問をいたしました。が、審議会より、行うべきでないとの答申をいただきました。

行うべきでないという答申の内容につきましても、児童・生徒の教育や安全の確保のために関係機関との連携を図ることの必要性は認めるが、個人情報を提供し合うことは個人の権利にかかわるものであり、個人情報のルールに十分留意すべき必要があるとして、情報提供の判断に際しては、厳格かつ個別具体的に行われるべきであるというものでした。

しかし、それからこれまでの間に、児童・生徒を取り巻く環境も大きく変化をしまして、いじめ、暴力行為、非行行為、ネット上のトラブル、虐待等の問題が見られ、児童・生徒の身体・生命に危険が及ぶ事案も発生しています。

逗子市内の児童・生徒におきましても、家出や学校間トラブルなどの事案が発生しており、逗子の児童・生徒が市外へ出ていく機会もふえてきております。

このような状況の中、これまで以上に警察を始めとする関係機関との情報交換、共有等の連携強化が必要となっていてきておりました。今回、児童・生徒の生命、身体の安全確保、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るため、県内33市町村のうち28の市町村が既に結んでおります、学校と警察の相互連携に係る協定書を逗子市教育委員会と神奈川県警察本部との間で締結することを考えており、再度諮問に至ったものでございます。

前回の答申に基づいた問題点を踏まえまして、学校と警察との相互連携について再検証し、前回の諮問の際にはお示しできませんでした協定書（案）及び実施要領（案）を作成し、どのような目的、場合にどのような情報範囲で個人情報情報を収集、提供するのか、具体的に定めております。

また、本人通知の省略につきましても、本人及び第三者に危害が及ぶ危険性がある場合を除き、原則通知といたしました。

それから、前回の答申での学校と警察との連携が必要と判断するのは学校長という点に留意が必要とのご指摘を踏まえまして、実施要領におきましては、教育委員会の承認の規定を設けました。

また、提供先での利用方法、情報の管理などについて不明確であり、安全性を確認することができないとのご指摘を受けましたが、協定書において、連携機関の責務等について規定しております。

それでは、具体的に諮問内容の説明をさせていただきます。

諮問概要ですけれども、学校と警察との相互連携に係る協定に関する事務における個人情報取り扱い制限の解除、本人外収集、目的外提供及び本人通知の省略についてです。

逗子市個人情報保護条例の第6条関係、第8条関係、第10条関係の3点について諮問させていただきます。

まず、第6条第2項ただし書きについてです。

取り扱う個人情報の部分は犯罪歴です。その必要性につきましては、学校と警察との相互連携に係る協定書（案）第5条、第6条に規定する、警察から学校へ提供する事案の内容に、条例第6条第2項の取り扱い制限を受ける情報（犯罪歴）が含まれる可能性があります。児童・生徒の生命・身体の安全確保、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るためには、状況により必要な

情報となるためです。

このことにつきましては、前回の答申において、今後、警察から学校への個人情報の提供についても、市の対応が求められることになると思われるが、犯罪、非行情報はセンシティブな情報であるため、審議会に諮ることが必要であるとのことをご意見をいただいております。

次に、第8条第3項第6号及び同条第4項ただし書きについてです。

こちらにつきましては、市が警察から情報を本人外収集する場合についてで、前回、相互連携と言いながら、諮問内容になかった部分でございます。

本人以外から収集する個人情報の内容は、児童・生徒の健全育成を推進する連絡票に記載する事項、学校と警察との相互連携に係る協定書（案）に定める個人情報です。収集先は神奈川県警察本部。その必要性につきましては、学校が児童・生徒の個人情報を警察から収集することにより、児童・生徒の生命・身体の安全確保、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るためです。

本人通知につきましては、情報収集後に本人及び保護者へ通知を行うことを原則とする。ただし、自殺企図や児童虐待等、知らせることで本人及び第三者に被害が及ぶ危険性がある場合は、本人及び保護者またはそのいずれかへの通知は行わないというものです。

続いて、第10条第1項第4号及び同条第2項ただし書きについてです。

目的外利用・提供する個人情報の内容は、児童・生徒の健全育成を推進する連絡票に記載する事項（学校と警察との相互連携に係る協定書（案）に定める個人情報）です。

利用・提供先は神奈川県警察本部です。

利用・提供の理由としましては、学校が児童・生徒の個人情報を警察に提供することにより、児童・生徒の生命・身体の安全確保、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るためです。

本人通知につきましては、情報提供前に本人及び保護者へ通知を行うことを原則とする。ただし、緊急の場合は情報提供後、速やかに本人及び保護者への通知を行う。また、自殺企図や児童虐待等、知らせることで本人及び第三者に危害が及ぶ危険性がある場合は、本人及び保護者、またはそのいずれかへの通知は行わない。

こちらにつきまして、前回の諮問内容から変更した点ですけれども、利用提供の理由に児童・生徒の生命・身体の安全確保が加わったこと、提供する記録の名称、記録の内容、また、本人通知の省略についても、本人及び第三者に危害が及ぶ危険性がある場合を除き、原則通知といたしました。

先ほど申し上げましたとおり、今回は協定書（案）及び実施要領（案）を作成し、どのような目的、場合にどのような情報範囲で個人情報収集、提供するか、具体的に定めております。

以上につきましてご審議いただきたく、どうぞよろしく願いいたします。

○立川会長 はい、ありがとうございました。

10年前に一度審議をした、多分そのときの委員は私1人だろうと思うんですが、それから10年たって、やはりこういう必要はないよというような社会になっていけば、これにこしたことはないんですが、残念ながら現状はその逆になっていまして、非常に複雑な子ども環境になっています。特に家庭の中での問題ということが、子どもにも非常に影響を与えているという側面も強く感じておりますので、この辺を踏まえて、委員の皆様方、ご意見をいただければと思います。

一つ確認なんですけど、10年前の諮問のときには逗子警察署が対象になっていたと思うんですが、今回は県警さんになっておりますが、何かその辺はあれですか、警察の組織の変更とか、何かそういう関係ですかね。

○原田教育部次長 すみません、その10年前のときの経緯は、申しわけないんですが、調べていないんですけれども、現在、県警とご相談させていただいている、見直されたガイドライン等では、その提供先といいますか、県警察がそれになっておりますので、今回そういうふうにさせていただきました。

○立川会長 はい、わかりました。何で聞きましたかということ、逗子警察署というのは、この諮問だとどういう位置になるのか。この委員会の危惧するところは県警さん、それから学校さん、逗子警察署さん等々、かなり情報が回っちゃうと、それだけ外へ漏れる可能性がふえるので、そこをちょっと心配したわけですが、今回は県警さんと教育委員会さんの間での諮問ということになりますかね。

○川名学校教育課長 はい。

- 立川会長 そうしたら、もう一つは、このことについて、要するに情報共有化して、事前に防犯に役立てる、あるいは育成に役立てるといのは大変結構なことなんですが、学校サイドとして、こういう動きに対しては、皆さんご了解を得ていると見ていいんですか。
- 川名学校教育課長 そうですね。あくまでも学校で丁寧に児童・生徒に指導をしていきますけれども、やはり県警にご協力をいただくような重たい状況も出てきたときに、やはり情報提供をとということが必要だということで、校長会等でも確認をしております。
- 立川会長 ああ、そうですか、わかりました。  
では、委員の方からどうぞ、ご質問を。
- 青木副会長 これは具体的に問題が出なくても、一般的にやってしまうということ。というのは、具体的なトラブルが出て初めて情報提供するのか、そうじゃなくて、その前に渡すのかどうか。
- 川名学校教育課長 やはり学校の中で、先ほども申し上げましたが、児童・生徒について丁寧に指導していくんですけども、状況が。
- 青木副会長 そういう意味じゃなくて、ここから具体的な事件が念頭にないじゃないですか、事件が。だから、一般的に例えば毎年度まとめて出しちゃうというのはある。その生徒ごとにとということなのか。
- 川名学校教育課長 基本的には。
- 青木副会長 個別な生徒という形の書き方じゃないんですよね、これね。
- 川名学校教育課長 個別という形では書いていないんですが。
- 安達委員 協定書（案）の第5条によると、事案ごとに提供すると読めますね。
- 青木副会長 だから、その事案が、だから一番最初の上見ると、真に連携が必要な場合に限りということ、必要不可欠というふうに書いていなくて、必要な場合に限り出していくと書いてあるので、事案の捉え方で、個別的にとということになれば、それはいいんだろうけれども、こういう時世なので、全体がそうだというふうになれば、それは毎年送るのかなという感じもとれるので、そういう具体的な事件が起きてからというふうに考えるんですか。
- 川名学校教育課長 はい。
- 立川会長 起きてからじゃ遅いわけですね。

- 川名学校教育課長 事件が起きてからというか、そういうことが想定されるような重たい状況に。
- 青木副会長 だから、具体的なそういう状況が、それもだから具体性、だから一定の具体的な事案が起こりそうな、そういう気配になったときに、初めてその学校の特定の生徒の周りのいろんな状況ということで提供するの、それ以前にやっておくのかという質問です。
- 小山神奈川県警察少年育成課長 個別の例えばここに書いてある犯罪等に関する事案ですとか、何かそういった予兆じゃなくて、そういう行為があったときに、基本的には学校が主体的に指導をするんですが、やはりこれは警察とともに指導したほうが、よりきめ細かく指導できるであろうという。
- 青木副会長 それはわかっているの。そういう意味じゃなくて、それはわかっているんですけども、そうじゃなくて、だから今は具体的に事案が発生したというとき前提でしょう。だから、そういう場合というふうに考えていいんですかということ。そうならば、逆に言ったら、一番先頭の部分は、必要な場合じゃなくて必要不可欠というふうに入ればいいんですよ。具体的に出てくるのね。
- 篠崎委員 例えば、非行集団ってあるから、A、B、Cがしょっちゅうコンビニでたむろしていたら、特に問題を起こさなくても、A、B、Cは非行集団ですよと流すんですかという質問だと思うんです。
- 青木副会長 そうですね。要するにちょっと抽象的なレベルの情報提供という形ですのかなということ。
- 原田教育部次長 例えば非行集団というのは、ここにも規定していますように、暴走族等の継続的な犯罪行為等を行う、繰り返す集団、そういったもう固まったものに関わっている子どもがいるとか、それは事案としては発生していませんけれども、そういった危険性があり得るということで、多分そういった情報も場合によっては、やりとりするということだと考えています。
- 安達委員 連絡票（案）の記入例の中に、「事案の概要」の例が載っていますね。
- 青木副会長 具体的に書いていないからね。
- 安達委員 事件が。
- 青木副会長 いいんだけど、事案でもどこでもいいんですよ、そんなの。

そうじゃなくて、個別的なことを契機としてやるのかということですね。だから、何も状況がそんなに問題がないときでも、情報としては提供しておくのかという質問なんですけれども。

○立川会長 そうか、日常的に。

○青木副会長 そう、日常的にやっておくのかという。要するに何かあったときに、最初は一番先頭が必要な場合に限りと書いてあるので、必要といえど何でもいつも必要になっちゃうわけですよ。普通だと個別的な場合には必要不可欠な場合とか、そういうふうに限定するのが多いと思うんですよ。だから、実際にいろんな事案が起きていけば、必要不可欠となるので、そこは書いていないものだから、どうなのかと。

○原田教育部次長 こちらとしては真に連携が必要なというところで、そういった。

○青木副会長 だから、必要だからそうなるんですよ、条文の読み方はね。そうしたら必要不可欠と書けば、具体的なところになると思うんだけど。

○原田教育部次長 そういった意味でございます。

○青木副会長 必要不可欠という言葉を入れてもいいわけですね。

○原田教育部次長 はい。

○青木副会長 じゃ、事案も具体的な事案というふうに考えていいんですか、この第5条のところね。連携する情報は、次の具体的な事案に係るという。

○原田教育部次長 そうですね、ここに限定している事案に関してということで、これは先ほども話があった部分なんです。

○青木副会長 具体性がなくても提供するのかどうかだけなんですよ。だって、先にあるといけないので、予防的に提供する場合ってあるじゃないですか。そういう場合なのか、そうではなくて、ある程度具体的な事案が出てきたときに、それごとにやるのかという質問です。

○原田教育部次長 被害のおそれのある事案というのもありますので、予防的なものも含まれると。

○青木副会長 いや、だからそうじゃなくて、最初からまとめてどんとやるのかという話なんです。それはやらないんですか。

○原田教育部次長 まとめてというのは。

- 青木副会長 だから、例えばうちの生徒は、簡単に言ったら、一覧表を全部出しちゃうということはあるんですか。
- 川名学校教育課長 そういうことはありません。
- 青木副会長 ないんですか、そうしたら具体的にいいんですね。
- 川名学校教育課長 個々の事案です。
- 青木副会長 だから具体的なということでもいいのね、そうしたら。
- 川名学校教育課長 はい。
- 安達委員 ちょっと今のと関連してですけれども、諮問の別添表のところで「取り扱う個人情報の区分」というので、6条関係が犯罪歴とありますね。他方協定書(案)のほうを見ると、犯罪行為等の定義が、違法行為及び児童・生徒による飲酒、喫煙、深夜徘徊、その他、自己または他人の徳性を害する行為ということで、広いですね。それと非行集団とあると。そうすると、犯罪歴というのは、ちょっと6条の趣旨からすると、これは限定的ですよ。もっと広がるんじゃないでしょうか。
- 青木副会長 今、犯罪歴というふうに言ってしまうと、犯罪歴は14歳を過ぎないとだめですよ、犯罪にならないんですよ。犯歴というか、前歴とかいう形にしないといけないので、ちょっと。それはもう警察の方よくわかっていると思うので、それはまずいでしょうみたいな。
- 安達委員 事案によっては、連絡票にどのぐらい記入するかにもよるんでしょうけれども、例えば外国人の生徒、外国籍の生徒、それから宗教関係、その他そういった区分によると、全てにまたがって何らかの背景的な部分を書くとすると、犯罪歴に限定して、それで扱いますということではないんじゃないかなという気もするんですけれども。
- 青木副会長 そこら辺も入っちゃうんでしょう、それ。深夜徘徊も入っているから、ぐ犯も入っているの。
- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 通告という部分が出てきますね。
- 青木副会長 そうですね、だから、犯罪歴じゃないでしょう。
- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 はい。要するに虐待受けて児童相談所に。
- 青木副会長 ぐ犯も入る。

- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 部分もありますので。
- 青木副会長 その辺は。
- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 はい。
- 篠崎委員 ちょっと今、安達委員が言ったことに関係するんですけども、私も犯罪行為等で、徳性を害するっていうのはなんとなく、一般的にそうなんですけれども、そうっているんですね。
- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 この徳性という言葉なんですが、警察法という法律がありまして、それを受けて国家公安委員会規則で少年警察活動規則というのがあります。それで、非行に走る一步前の、たばこを吸っていたり、あるいは街角で飲酒をしていたり、夜中歩いていたとか、要するにそういったような部分を捉えて、自分の徳性を害する行為というような表現をしておりますので、その部分をこちらにも使っているということでもあります。
- 篠崎委員 わかりました。
- 海原委員 そもそも論で申しわけないんですけども、警察が前歴、犯歴を学校に伝えます。それで、犯罪被害等を防止したいと、趣旨はわかります。学校側はそれを受けて話できるでしょうか。または、学校がそれによって偏見を持つ部分はないでしょうか。
- それから、もう1点、学校側から警察側に情報提供するのは非常にいいことだと思います。ただし、それはファジーな情報であって、必ずしも正確な情報ではない。警察よりも情報は一般的にはですよ、一般的には学校側から警察に提供する情報はファジーであると。場合によっては確定している情報かもしれませんが。被害者、加害者が発生するかもしれません。それをもって警察が動いた場合に混乱するという可能性はありませんでしょうか。
- 立川会長 まず、じゃ1点目のほうから。学校の姿勢がということなんですけれども。
- 青木副会長 学校が確かにそれを見て対応できるかといったら、それは難しいよね。
- 立川会長 だから、そこを警察と連携して。
- 小山神奈川県警察少年育成課長 もう一回、すみません、じゃ、発言させてもらおうと、そもそも、学校がその情報を得たから、学校だけでやるというもので

はなくて、お互いに協議をしながら、どれが一番いい方法なのかということ  
を協議しながらやるというものですので、その情報をもってして学校が直ちに何  
かをするというものではありません。

○海原委員 とにかく補足しますが、それをもって偏見を持って、そのことはあ  
りませんか。

○小山神奈川県警察少年育成課長 一応取り決めとしては、その情報をもって生  
徒に不利益になるようなことはしないという取り決めです。

○海原委員 それは建前ですけれども、実態論としてはあり得るとは思うん  
です。

○川名学校教育課長 学校側としては、何よりも子どもの幸せといいますか、子  
どもの個人の人権を尊重することが大前提で指導に当たりますので、そこは徹  
底して、委員会としても学校の方に指導したいと思います。

○立川会長 偏見を持たないためにも、情報というのはきちっと押さえるとい  
う面もありますからね。

それから、2点目は何でしたっけ。

○海原委員 2点目は、今度は逆に学校側から警察に情報を提供するという話な  
んですけれども、これはあくまでも警察ではそういう情報管理のプロ、セキュ  
リティーのプロ、学校というのはエデュケーションのプロ、エデュケーション  
のプロが犯罪、セキュリティー的な情報に関しては、ファジーな捉え方しかで  
きない、警察よりはですよ、できないと思うんですね。それをもって警察に通  
報した場合、例えば加害者と被害者が逆転するとか、全然違うことを言ってい  
るとかいう可能性によって、警察と予断を持たない動きをしてしまうんじゃな  
いかという不安を覚えるんですが。相対論としてね。

○青木副会長 警察の場合でも、確かに事件がね。やっぱりあまりだから予断を  
持たない、もしやるとすれば、やっぱり予断を持たずに協議のところに入  
れていただくような形のほうがいいと思うんだよね。

○小山神奈川県警察少年育成課長 ペーパーで来たものをそのままのみにして  
ということはある得ないことで、そもそも警察ですから、事実は何なのかとい  
うのを突きとめるのは、それはもう当たり前のことですので、そういう事実が  
逆転して被害者、被疑者が逆転するというようなことは、これはあってはなら

ないことなので、それはしっかり警察としてもやるということなので。

- 海原委員 でしたら、その部分というのは、ある程度で申しわけないんですけども、その部分というのはある程度、今この頭の中では、警察の方も委員の方皆さんわかっていらっしゃると思うんですけども、あえて仕組みというか、文章というか、ちゃんとした形にしておかないと、文言だけが先歩きしてしまうということになりませんか。おっしゃることは非常にわかります、気持ちもわかります。
- 立川会長 どこかに文章でただし書きか何かで入れておいたほうが良いということですかね。
- 海原委員 そうですね、協議の内容とか、具体的にどういうふうにするか、それまで僕の頭の中にはありませんけれども、おっしゃる心の中はわかるんですけども、今どういうふうにしたらいいかとつかくれませんが、それがないと、多分文章というのは、何年後かに先歩きしてしまうと思うんですよ。今、課長さんがおっしゃられた部分が、別の課長さんにとってはまた違う意味で捉えられては。
- 原田教育部次長 そうですね、協定書の中の9条というところで、一応連携機関の責務という形で書かせていただいて、ここでそういった単に書面だけじゃないというところは、一応表現をしたというふうに考えております。
- 青木副会長 第8条から見ると、一応年度末で保存して、それをその後速やかな方法で破棄するというふうになっているんで、例えば中学校とか、小学校を卒業したら、翌年度はもうないということでもいいんですかね、そういう形で。
- 川名学校教育課長 はい。
- 立川会長 その情報というのは、小学校から中学へ行った生徒に対して、中学へは何の連絡もない、そこでもう断ち切れちゃうんですか。
- 川名学校教育課長 小学校から中学校に進学するときですか。
- 立川会長 ええ。
- 原田教育部次長 子どもの状況については、接続の部分で情報提供は。
- 立川会長 はあるのね。
- 川名学校教育課長 あります。
- 安達委員 ちょっといいですか。

- 立川会長 はい、どうぞ。
- 安達委員 学校と警察との相互連携に係る実施要領（案）というのがあります  
が、これは逗子市教育委員会が作成したものでですか。
- 川名学校教育課長 はい。
- 安達委員 その中で基本的考え方だとか、連携の従事者等、細かいことが書いてあるんですけども、それは教育委員会サイド、学校サイドの取り扱いですか。
- 川名学校教育課長 はい。
- 安達委員 神奈川県警さんのほうには、これに相当する内規はあるのでしょうか。
- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 定めております。警察本部長の通達を各警察署に出してございまして、その通達については県警のホームページに全て公開しております。
- 安達委員 大体内容的には同じですか。
- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 ほぼ同様です。
- 安達委員 この実施要領(案)をみますと、連携の従事者等という第4条。ここに学校サイドについては校長、または校長があらかじめ指定する者ということ、それから、学校の中で誰かを指定するということですね。それに対して、神奈川県警さんのほうは、協定書(案)のほうでは連携機関として3条に入れているんですか。中で警察本部及び神奈川県内に所在する警察署という、かなり広い考え方ですよ。そのとき具体的に取り扱いに従事する人の範囲というのは、神奈川県警のほうはどのような範囲でしょうか。
- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 基本的に各警察署の生活安全課長を、この連携の責任者というようなことを、先ほど申し上げました警察本部長の通達に落としてございまして、現場の運用については生活安全課長が責任者となっております。
- 青木副会長 基本的には全部に流れちゃうんですか。ほかのところで例えば事件が起きたときに、生活安全課にこれどうなっているのと聞いてみれば、答えちゃうんですか。
- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 範囲を広くしている理由なんですけれ

ども、要するに今子どもたちの行動範囲が非常に広がっています。いろいろスマホとかも使う子どももいますので、全然違うところに友達がいたりとか、あるいは横浜に行ってみたりだとか、そういったようなところでちょっと悪さをしたといった部分、そういったときに横浜駅を管轄している戸部警察署と、あと市内の小学校、中学校と連携をすると、できると。

- 青木副会長 一応事案として特定して学校から出しても、ほかの事件が起きて、生活安全課に問い合わせすれば、それが出ちゃうんじゃないのと。
- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 出ないです。
- 青木副会長 出ないんですか。
- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 出ないです。ほかの警察署から何か問い合わせがあったら、その資料を出しちゃうとか、そういうようなお話ですか。
- 青木副会長 いやいや、そうじゃなくて、例えば同じ署の違う係から生活安全課に問い合わせしたら、そういうのは出ないんですか。
- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 出ないです。そういったことはこの協定書にも。
- 青木副会長 それは、だから協定書では、それを防ぐようになっているんだけど、実務はそうじゃないんじゃないのという話です。
- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 それは絶対にはないです、絶対ありません。
- 安達委員 内規のようなものがあるんですか。
- 青木副会長 そういうのはいないですね。
- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 協定書自体に警察本部長と逗子市の教育委員会で、教育長さんが協定を結ぶ協定書にも盛り込んでおりますし、警察本部長の通達にもその旨が書かれます。
- 安達委員 生活安全課長が管理するということは内規にあるんですか。
- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 生活安全課長が責任者という、もちろん入っています。
- 安達委員 それは先ほどの通達か何か。
- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 通達で、はい。
- 安達委員 そこには生活安全課とその他の課と情報の提供の可否のことはある

んですか。

○**一條神奈川県警察少年育成課課長補佐** ほかの一般情報漏えいとか、そういった情報の保全については、十分注意するといった部分は記載をしておりますけれども、具体的にそのほかの課というようなことは記載しておりません。

○**安達委員** ほかの課から提供の要請があった場合にどうするかというマニュアルとかは。

○**一條神奈川県警察少年育成課課長補佐** 通達ではないんですけれども、運用の細かい部分を示した質疑応答集というのがあるんですけれども、それに情報の取り扱いに関して、今お話ししたように捜査上利用しないですとか、あるいは情報の保全については十分に注意しなさいというようなことを記載はしております。

あと、私どもその担当しておるんですけれども、そういった部分の取り扱いがないように、既に各警察署に指示しているというような状況でございます。

○**安達委員** 生活安全課というのは、県警本部の中だけじゃなくて。

○**一條神奈川県警察少年育成課課長補佐** 各警察署にもございます。

○**安達委員** そうすると、県警の生活安全課と、各警察署の生活安全課というのは情報の流通はあるんですか。

○**一條神奈川県警察少年育成課課長補佐** それはあります。といいますのは、やはりこういった問題を抱えている子どもの対応については、やはりいろんな人の知恵といいますか、経験といいますか、そういったものがやっぱり必要な部分が出てきますので、私どもの勤務しております少年育成課には、少年相談保護センターという相談機関を持っております。そこでは32名体制で23名は少年相談員という相談専門の職員がおります。大学で教育学ですとか、心理学ですとか、そういったものを学んで、臨床心理士とか、学校心理士とか、そういったような資格を持った者がたくさんいるんですけれども、そういった人のいろいろと知恵、経験、そういったものを各警察署と情報交換をしながら、子どもの指導をしていくといったような状況でございます。

○**安達委員** 少年育成課と生活安全課とは別々な課。

○**一條神奈川県警察少年育成課課長補佐** 私ども警察本部生活安全部少年育成課というところから来ておりますけれども、この生活安全部の仕事を各警察署の

生活安全課が行っております。ですから、私たち少年育成課の仕事については、各警察署にある生活安全課がその仕事を所掌しているということでもあります。

- 安達委員 少年育成課というのは本部だけ。
- 一條神奈川県警察少年育成課課長補佐 はい、そうです。
- 立川会長 ほかに何かご意見。
- 篠崎委員 協定書のほうは10条で、運用状況について毎年検証するとあるんですけれども、実施要領のほうを見ると、11条で教育委員会に報告と、あと廃棄部分を書いてあるんですけれども、実施要領にも検証のことがあったらいいかなと思ったんですけれども。
- 立川会長 もし、それで、そのほうがよろしいなら。
- 川名学校教育課長 要領にも検証というふうに入れるということですね。
- 立川会長 じゃあ、そうしておいてください。
- 川名学校教育課長 はい。
- 立川会長 じゃ、ほかになければ。
- 安達委員 先ほどの条例第6条関係は、もう一回確認しますけれども、犯罪歴だけチェックでいいんでしょうか。
- 立川会長 犯罪歴自体が。
- 安達委員 そもそもそれ以外に実際に連絡票に記入がされるかもしれないという可能性を考えると、他の項目にも該当可能性があるんじゃないかなと。
- 篠崎委員 そうですね。
- 立川会長 可能性のある部分については、入れておいたほうがいいということですね。
- 安達委員 犯罪歴ということだと狭くならないでしょうか。
- 矢島情報公開課長 すみません、こちら事務局のほうでも、前回の答申の内容をちょっと読んでみて、学校教育課のほうにお話をする段階で、犯罪歴というふうにちょっと確定してしまったところがありまして、そちらのほうはちょっと直させていただくということによろしいでしょうか。
- 立川会長 お願いします。
- 矢島情報公開課長 全部にわたるということで。
- 立川会長 そうですね。なるべくチェックができるような表現で。青木委員、

この犯罪って14歳以上なの。

○青木副会長 いえ、厳格に言うと、犯罪って14歳以上じゃないと成立しないんですよ、犯罪というそのものは。

○立川会長 そうすると、以下の。

○青木副会長 ただ、犯罪とされる事案の内容という意味なんだと思うんですよ。ただ、何もなしで犯罪というと、そういうふうには刑法上、規定があるので、それはもう無理なんですよ。

○篠崎委員 犯罪歴というのは、前歴というんです。

○青木副会長 前歴ね、少年法ではね。だから、そういうのは広くやると前科、前歴というんです。

○立川会長 じゃ、その辺は考慮してから。

○青木副会長 犯罪行為に当たる事案ということなんでしょう、そういう意味としてはね。

○篠崎委員 犯罪行為等に。

○青木副会長 そうそう、意味としてはわかるんだけどね。ただ、こういう条項案にすると、ちょっと何か目立ってしまう部分。

○立川会長 わかりました。

○青木副会長 質疑は結構です。

○立川会長 それじゃ、これで後は次に入りたいと思いますので、この辺で一回質疑応答は終わらせていただきます。どうもご苦労さまでございました。

——神奈川県警察 退室——

○立川会長 それでは、この案件についての諮問は適当と認めるということでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達委員 結論はいいんですが、一応気になったのは、神奈川県警の方で通達等の定めがあるということで、警察のホームページに出ているということととりあえずそれを見ておきたい気がします。

○青木副会長 さっきの必要な不可欠というのを入れたほうがいい感じがするんですよ。歯どめがなくなっちゃう。要するに必要なだと思えばやっちゃうというのは歯どめにならないので。だから、もし事案のことを想定しているんだっ

たら、必要不可欠であっても何も支障がないのでね。むしろ歯どめの意味で入れておいたほうがいいかな。必要不可欠な場合に限りというふうにしたほうが。

○原田教育部次長 では、そのようにいたします。

○立川会長 じゃ、今の修正する箇所については、事務局と打ち合わせして決めてください。

○原田教育部次長 要領のほうも入れるという。

○立川会長 はい。

それでは、これで適当であるということで承認をいたします。

答申書のほうは、事務局のほうから後ほど所管の方に行きますので、さっきの修正点もその前に確認しながら、お願いしたいと思います。どうもご苦労さまでございました。

○川名学校教育課長 ありがとうございます。

——学校教育課 退室——

○立川会長 それでは、続いて議題の3、諮問第11号、個人の市民税及び県民税の賦課事務に係る個人情報等の目的外提供及び本人通知の省略についてを議題といたします。

しばらくお待ちください。

では、資料の2を見ておいてください。

——課税課 入室——

○立川会長 それでは、議題の3、諮問第11号、個人の市民税及び県民税の賦課事務に係る個人情報等の目的外提供及び本人通知の省略についてということでございます。では、簡単に自己紹介の後、ご説明をお願いいたします。

○宮崎課税課長 課税課長の宮崎と申します。よろしく申し上げます。

隣は課税課市民税係長の園部と申します。

○園部課税課係長 園部です、よろしく申し上げます。

○宮崎課税課長 それでは、諮問第11号、個人の市民税及び県民税の賦課事務に係る個人情報等の目的外提供及び本人通知の省略について、ご説明申し上げます。

国税におきましては、国外転出をする場合の譲渡所得等に係る課税の特例の運用に当たり、その適正な課税のための確な調査と指導を実施する必要性があり、税の公平性を担保するためにも、当該特例制度の適用を受ける可能性のある国

外転出者の捕捉が必要とされております。当該特例制度の適用を受ける可能性のある国外転出者の捕捉には、市町村が保有する国外転出者情報が必要であり、ほかに代替える手段がなく、税の公平性を担保するためにも、地方団体との税務行政運営上の協力が不可欠であることから、国税通則法第74条の12第6項の規定に基づく官公署等への協力要請に対し、課税課が保有する個人情報を提供したいと考えており、逗子市個人情報保護条例第10条第1項の規定に基づき、諮問した次第であります。

なお、提供を予定しております個人情報は、国外転出者の氏名、転出先、転出予定年月日、生年月日、転出時の住所及び届出年月日となります。

対象者数は年間200人程度を想定しております。

また、本人通知につきましては、国外転出する者の住所は国名のみ把握でき、通知すべき国外住所が不明であり、調査することも困難なことから、同条第2項のただし書きの規定の適用を受けたく、あわせて諮問した次第であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○立川会長 何かご意見ございましょうか。

○青木副会長 ちょっと今の第10条関係のところですね。1枚目のところで、目的外利用・提供する個人情報の内容で、氏名、転出先とありますよね。その後で一番下で、本人通知のところに、本人通知省略のところに、国外に転出する者の住所は国名のみで、通知すべき住所が不明であると書いてありますが、どっちが本当ですか。

○園部課税課係長 国外転出届の際に、届け出に書く転出先の住所は国名のみとなっておりまして、情報は国の名称しかわかりません。

○青木副会長 そうすると、上の転出先じゃなくて転出国。

○園部課税課係長 申しわけありません、転出国です。

○青木副会長 そうすると、何で国税がそれを欲しがると。

○園部課税課係長 国税に関しては、今回所得税法の改正をして、日本に住所及び居所がない人に関して、一定の条件で所得税を課す、そういう制度ができました。まずそれで、住所がないという届け出自体を、この住民票の国外転出届で把握をする。

- 青木副会長 住所を知りたいわけではなくて、いないということを知りたい。
- 園部課税課係長 日本から住所を除いたということが公的な届け出でわかったら、それを知りたいと。
- 青木副会長 要するに、海外に行くときにそのまま置いていく人もいるし、抹消していく人もいますよね。
- 園部課税課係長 いますね。
- 青木副会長 それはどっちが本当かわからないんですよ、実際。
- 園部課税課係長 そうなんです。
- 青木副会長 それで、抹消していった人の情報を欲しいということですね。
- 園部課税課係長 はい、そうです。
- 青木副会長 そうすると、国外の転出先の情報、住所がどこに行ったかというのは、市は持っていないんですね。
- 園部課税課係長 持ってはいません。
- 青木副会長 なるほどね、そのことですか。転出国だよな。
- 篠崎委員 譲渡所得税と何か復興何とか税という。
- 青木副会長 不動産を、国外にいる人が、住所がある人でも国内のやつを売るとかかっちゃうわけでしょう。
- 園部課税課係長 そうです。もともとその制度ができたのが、株とかを持っていた人が、非居住だった場合に税金を納めなくていいというような国、例えばシンガポールとかでその株を売った場合、まずシンガポールでは納税の義務がないと、非居住者に対しては納税の義務がないと。日本のほうに関しては、もう日本にいないので、海外にそういう資産を持って、そこで売ったので、日本のほうでも税金を納めなくていいという、そういうような、ちょっとそういうスキームがあって、いわゆる税逃れのスキームをちょっと閉じるという意味で、改正されたものと。
- 青木副会長 架空転出ということ。
- 園部課税課係長 ほかの国でも採用しており、日本に10年以上いる人で、過去5年間ちゃんと国外にいたとか、そういうことがない人に、そういういろんな条件に関して、たとえ日本で住民票を除いても、株などを売却しなくても、売却したという前提で、税金を日本に納めなさい。もし一定期間中に日本に帰っ

てきたら、その納めた税金は返しますよという制度です。

ただ、もう一つあるのが徴収猶予といって、最大10年近くは徴収を猶予する、そういう届け出もできるらしいんですね。ちょっとそういうような税逃れを防ぐために、こういう制度をつくったということで聞いております。

○青木副会長 昔ね、やっぱり住民票だけ国外に持って行って消してしまって、向こうへ届けなくて、こっちを売っちゃったという事例があったわけですね、いろんな刑事事件。これだと転出先がわからなくて、そうすると転出先が出てくるのは、出国カードには国名と入るときビザのときに用紙を渡されると、そこに住所を書く場合があるし、そういうところで探すということ。

○宮崎課税課長 結局海外まで追うということではなくて、まず出国の。

○青木副会長 住所不明で課税するの。

○宮崎課税課長 出国前に納税管理人を立てなさいよということなんですね、国内に。

○青木副会長 でも、出国しちゃった後、提供するんでしょう。

○宮崎課税課長 ですので、水際で戸籍住民課での届け出の際、その時点でパンフレットを渡して、こういうことをやりますよというふうに、まず周知をしたいんですね。出国までに納税管理人を立てて、ちゃんと5年間最初に猶予をされるんですね、納税が。

○青木副会長 それは譲渡所得の問題じゃないよね、普通の固定資産税とか、そういう問題だよ。

○宮崎課税課長 ここで言うのは有価証券とか、そういう株とか、そういうものに限られています。

○青木副会長 株式なんかの場合ね、株式なんかの譲渡所得の話をしているの。

○篠崎委員 出国する前に提供するんじゃないかと。

○園部課税課係長 出国する前に、それを売ったという前提で、その譲渡益に対して税を日本に一度納める、もしくは徴収猶予を求める。

○青木副会長 株式売ってからという話でしょう。売ったという前提は。

○園部課税課係長 売ったという。

○青木副会長 想定するわけ。

○園部課税課係長 そうなんです、何か売ったという前提で、そういう申告をし

てもらおうという。いろいろだから。売却せずに帰国になったら、課税自体も取り消すように。

○青木副会長 不動産のことを考えていた、全然違う。

○園部課税課係長 すみません。

○篠崎委員 ここに書いてあるわね、有価証券。

○青木副会長 有価証券なの。

○園部課税課係長 この法律には、贈与関係とかもあります。

○青木副会長 滞納扱いにするというシステムなの、もし見つからなかったら。

○園部課税課係長 もしそうやって申告をして、徴収猶予をもし求める場合は、多分納税管理人を設定してもらいます。

○青木副会長 徴収猶予も何もないよね、本人から出さない限り。

○園部課税課係長 もし本人出さなければ、国税が各国とのネットワークを通じて、その人を何とか探す。だけれども、その人が本当に日本にいない人なのかどうかとか、まずその取っかかりを欲しいという話なので、もちろんこれ以外にも捕捉できない情報というのは、各国の情報機関の中で集めていくんでしょうけれども、市のほうに、各市町村に求められたのは、国外に転出した届け出を出した人ということで。実際住所を置きっ放しで、その人がもしそういう売却とかしていた場合には、それは国税がまたどこかで知った中で調査を行っていくのかなということしか答えられません。

○青木副会長 住民票転出のときは、国外に移るかどうかというふうに書きまじったっけ。

○園部課税課係長 転出先のところにアメリカとか。

○青木副会長 そうか、そこに書けばね。

○園部課税課係長 はい。

○青木副会長 そうか。

○安達委員 細かいことですけど。対象となる個人の種類の欄に、国外転出者というふうに記載されていますよね。

○園部課税課係長 はい。

○安達委員 ここで転出者というと、もう転出しちゃった人、もうこれはどこに行ったかわからないということですね。今の話聞いていますと、国外転出届を

出した人と。

- 園部課税課係長 国外転出はあらかじめその国に行くということで、事前に出していただく届け出なので、こちらのほうで知りたいのは、本当に国外転出した人なので、届出者ではない。
- 安達委員 届出者ではないんですか。
- 園部課税課係長 はい。国外転出した人になる。
- 青木副会長 住民票の異動のときに、アメリカに行く予定だとか書いたりするということでしょう。
- 園部課税課係長 そうです。
- 安達委員 そうすると、もう本人は既に転出してしまっている。
- 園部課税課係長 基本、転出する前に届け出をするんですけども、場合によっては同じ住民票の世帯の方であれば、自分の夫は実はもう出ていってしまったと。その届け出をちょっとしていなかったなので、代理人する場合もあります。
- 青木副会長 通常だから、転出するもとのところで、転出予定だということでも転出届出すわけでしょう。
- 園部課税課係長 はい。
- 青木副会長 こっちに移ったときに転入届を出して、出したときにこっちが通知が来て、こっち閉まるわけだね。
- 園部課税課係長 閉まります。
- 青木副会長 ところがアメリカなんかに行っちゃうと、その後来ないから、転出だけ出ちゃうわけね。
- 園部課税課係長 そうなんです、データ上は転出予定でもう終わってしまいます。
- 青木副会長 転入届が来ないんだよね。
- 園部課税課係長 来ないんです、はい。たとえ大使館にその人が3カ月以上その国にいた場合、大使館に届け出なくちゃいけないのですが、届け出ても、別に大使館から日本の住所地に何か通知が来るということはない。
- 安達委員 だから、住所がもう転出しちゃって不明だという場合には、もう課税できないの。
- 園部課税課係長 いえ、こちらのほうとしては、もしそういう人が届け出があ

った場合には、まず家族とかにかわり税金を納めていただきたい。極端に言えば、家族に納税管理人になってくださいと依頼します。

○青木副会長 納税管理人になってくださいという話だよ。

○園部課税課係長 はい。

○青木副会長 でも、それはそれであれだね、売っていないのに、それやられるとあれだよ、資金がなくなっていくよ。

○園部課税課係長 ただ、今回のこの所得税に関しては、この制度に関しては、国の所得税だけしか対象にならず、住民税は対象外となります。

○安達委員 家族ごと全部国外に行ってしまった場合はどうするんですか。

○園部課税課係長 お父さん、お母さんとか兄弟とか、私たちはもしそういう課税があった場合には、関係者に依頼します。

○青木副会長 所在にいらなくても探さないかね。結構だから、納付書をいっぱい返ってきちゃうね。

○園部課税課係長 あとは勤務先にちょっと聞いてみたりとか、もし転勤とかの関係ですと、なかなか。大体そういう方に関しては、土地とか持っている方に関しては、あらかじめお話があります。

○青木副会長 誰かに預けたりね、するからね。

○園部課税課係長 そうです、そこを例えば転勤でもう長期いなかった場合、人に貸しちゃうから、納税通知書だけは実家に送ってほしいとか、そういうことを何か言われたりとか、兄弟にとりあえず送ってほしいとか話があります。

○立川会長 外国人の場合にはどうなんですかね。長くいて、それから帰っちゃったと。

○園部課税課係長 そうですね、その場合に、両方とも外国人の人ですと、もうその時点で追うことが不可能になってしまうので、場合によっては執行停止とか、そういうような形になります。

○青木副会長 不動産があれば押さえちゃうよ。

○園部課税課係長 もちろんです、そういうものがあればいいんですけども。

○安達委員 そういう部分と本人通知の省略というんですけども、納税義務を誰かが負うという場合、納税義務者に対して通知することは可能ですよね、国内の。

- 園部課税課係長 本人に対しては、多分通知はできないです。私たちのやり方は、親兄弟に何とかかわりに、市民税なので、その年、1年払ってほしい旨などを伝えるのみです。
- 青木副会長 だから、納管人になってしまうと納税義務出ちゃうからね。その人が納税義務者になるんですか。
- 安達委員 納税情報ですから、納税義務者が国内にいれば、そこに通知することは可能ですよね。
- 園部課税課係長 もし国内にいれば。
- 青木副会長 正直言って多分住民票見ると、転出届だけ出ていて、何も入ってこないという。多分アメリカに行くを書いてあるという転出届だけ出て、本当に行っているかどうかはわからない状態なんですか。
- 園部課税課係長 国外に関しては。
- 青木副会長 3年ぐらいそのままにしちゃえばいいね。
- 立川会長 ほかにどなたかいらっしゃいますか。
- 安達委員 転入情報というのは要らないんですか、国外から転入してきた。
- 青木副会長 システムがないから。
- 安達委員 ないの。
- 青木副会長 アメリカなんて全然やってくれないんですよ。
- 安達委員 外国から日本の市町村に。
- 園部課税課係長 市町村に入った場合には、戸籍の附票には書かれるんですけども、本籍地が逗子でない場合など、もうその人の毎月戸籍の附票をとらない限り、本当に。住民票自体はもう逗子から出ていってしまった人に関して、どこかの市町村に転入してきたといっても、通知はないですね。
- 安達委員 そうすると、別の市町村から出ていった人が、逗子へ転入すると。
- 園部課税課係長 転入してきても、逗子のほうから前に国外に出ていった人が逗子に来ましたよという通知はしていません。
- 青木副会長 そうだね、転出届をもって転入届に行くからね、用紙を持っていくから。一番身近なのが、やっぱり朝鮮半島の人ですよ。日本の戸籍制度が残っている、追っかければ出てくる。半分日本、いきなり韓国になる。
- 立川会長 じゃ、この件はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○立川会長 それじゃ、これで認めたということにいたします。通知は後ほど事務局のほうから行きますので、しばらくお待ちください。どうもご苦労さまでございました。

○宮崎課税課長 ありがとうございます。

——課税課 退室——

○立川会長 それでは、次に、議題の4に移りたいと思います。

諮問第10号、家庭ごみ処理手数料減免事務に係る個人情報の目的外利用及び本人通知の省略についてを議題といたします。

それじゃ、またお呼びしてください。

それでは、資料の3を見てください。

——資源循環課 入室——

○立川会長 それでは、議題の4、諮問第10号、家庭ごみ処理手数料減免事務に係る個人情報の目的外利用及び本人通知の省略についてを行います。

では、初めに簡単に自己紹介の後、ご説明お願いいたします。

○石井環境都市部次長 環境都市部次長兼資源循環課長をしております石井と申します。よろしくお願いいたします。

あと、担当の資源循環課の森下でございます。

○森下資源循環課主事 森下と申します。よろしくお願いいたします。

○石井環境都市部次長 本件につきましては、ことし10月から家庭ごみ処理の有料化と分別品目の変更ということで、大きくごみの出し方が変わるということに伴いまして、家庭ごみ処理の有料化の減免対象といたしまして、パンフレットをごらんになっていただければと思います。パンフレットを1枚開いた2ページのところです。2ページのところで、ごみ処理手数料の減免についてということで、減免対象世帯には指定ごみ袋を一定枚数配布しますという、そういう事務を行うこととなります。

家庭ごみ処理の有料化、今までは市販のごみ袋ですとか、レジ袋ですとか、そういったものを無料でお出しただけなのが、ことし10月からは1リットル当たり2円の料金設定で、一番大きい40リットルの袋ですと、1枚80円、10枚パックで800円で販売をして、ごみを出せば出すだけごみ処理手数料として、

ごみ袋代を負担していただくという、そういう制度になるわけです。一定の対象世帯、そちらの2ページの上段のところに載っております生活保護受給世帯、あと身体障害者手帳の1級、2級、精神障害者福祉保健手帳の1級、療育手帳のA1、A2、要は身体、精神、療育の3類型の障がい者のうちの重度障がい者の方が属する家庭で、なおかつ市民税非課税世帯という、そういう類型の世帯です。あとは児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯ということで、この2類型はひとり親家庭への支援という関連です。

生活保護受給世帯と重度障がい者、あとはひとり親家庭、そういう3つの観点から、そういった世帯については経済的支援ということで、市から無料で一定枚数配布しますという事務をこの10月に向けて行っていくということになっております。

それに当たりまして、重度障がい者の身体、精神、療育の3類型につきましては、世帯全員が非課税であるという、確認が必要になるので、別の手続になります。生活保護受給世帯と児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯につきましては、対象世帯は福祉部の各所管で認定されて、明確に一覧として保有してある情報です。窓口としては、ごみ行政に関する減免手続になりますので、私どもの資源循環課でやらなければいけないんですが、そのリストをいただくことができれば、そことの突き合わせで対象世帯の方が1回来れば、その場で袋をお渡しできるということで、市民の方、その対象世帯の方の利便性が図れますので、今回リストを福祉部担当所管からいただいて、利用させていただきたいという趣旨でございます。

ちなみに重度障がい者のこの3類型、身体、精神、療育、こちらについては世帯全員非課税という確認が必要になります。これはどうしても重度障がい者かどうかという情報というのは、福祉部の障がい福祉課のほうで保有してあるわけですが、そこに世帯全員非課税かどうかという情報がないので、どちらにしても一旦申請をしていただいて、その確認が必要になります。そちらは別手続で、申請していただいて、確認をして決定行為をして、その後またとりに来てもらうということになります。一旦申請書を1回とりに来て、また申請書を提出しに来る。そしてこちらから決定通知を出して、決定通知を持って袋をとりに来るという、この3度手間ですとりに来ていただかなければならな

い。生活保護受給世帯と児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯につきましては、福祉部の保有している情報で減免の対象であるという資格の確認がとれますので、その情報を有効活用して、ワンストップ、1回で手続が済むということにするほうが合理的だろうという判断でこういう形でさせていただきたいという諮問の趣旨でございます。

○立川会長 何か、じゃ、委員さんのほうからご質問あれば、お願いいたします。

○海原委員 非常にいい制度だと思うんですが、生活保護世帯は基本的に情報が漏れれば一般的に不利益をこうむる。それから、庁内の資源循環課というのは公務員の方でいらっしゃいますから、守秘義務を持っていらっしゃる。そこだけ考えれば全く問題はないとは思いますが、その3回の手間というのは、すごく考えれば別にして、少なくとも同じ公務員の中でも、所管の中での守秘義務というものと、別の課に所管に回すときの情報を拡散していきますよね。それに対しては管理台帳とか、その辺をちょっと不安に思うんですが、行政の効率化、よりここで今おっしゃったのは、3回来なきゃいけない手間というふうに強調される、その部分はもっと工夫をする必要があると思うんですけども、行政の効率化よりも多くの情報管理のほうを重視したほうがいいんじゃないかなという気はするんですが、いかがでしょうか。

○石井環境都市部次長 市民の対象の世帯の方にとってはメリットがあることだと思います。情報管理ということになりますと、当然ご指摘のとおり、守秘義務というのが厳重に公務員の場合でございますので、そこを徹底すれば問題ないと考えております。

○海原委員 台帳というのは、どういう形で、年に1回、ペーパーか何かで。

○石井環境都市部次長 想定しているのは、生活保護受給世帯については社会福祉課で、対象者のリストがありまして、児童扶養手当受給世帯と特別児童扶養手当受給世帯については子育て支援課で対象者のリストがございますので、それを活用させていただくという形になると思います。

大体世帯数が生活保護受給世帯については約300世帯、児童扶養手当受給世帯と特別児童扶養手当受給世帯が合わせて大体350世帯というリストを提供していただいて、そのリストを備えて、対象の世帯の方は身分証明書だけを持ってくれば、本人確認の上、リストに照らし合わせて間違いはないということでお

渡しできるという仕組みになると考えてございます。

○海原委員 備えつけておくという、その管理というのは大変な量な気がしますけれども、大変ですけれども福祉課から資源循環課へデータを単にリンクさせることはできないんですか。

○石井環境都市部次長 システム上、そういう共有できるデータベースがあるというわけでもないですから。

○海原委員 ないですから、それをつくるということはお金かかりますけれども、そんなに大したことではないような気がするんですが。

○石井環境都市部次長 紙での管理というのが問題になっていると。ただ、もう10月に迫っていることですので、これから多分そういうシステムをとというのは、もう不可能に近いと思います。現実的な対応といたしましては紙で管理をしまして、資源循環課でも、もともとごみの処理手数料、し尿の処理手数料であったりとか、持ち込み処理手数料は、家庭ごみ処理有料化する前から手数料徴収事務はありまして、その手数料徴収事務においても生活保護受給世帯というのは減免対象になっております。そういった意味では、その部分での生活保護受給世帯の情報というのは、現にこれまでも保有しております。その範囲から少し広くなるということではあるんですが、生活保護受給世帯というのは、10月に制度が変わる前現在でも減免対象になっておりますので、その情報というのは現に保有して現状も管理しているということではありますので、そこは変わらないということでは考えています。

○青木副会長 実際には有料化というのは、その袋を買ってという話なんですか。

○石井環境都市部次長 そうですね。

○青木副会長 袋を有料で買うことによって、納付する形をとるということ。

○石井環境都市部次長 そうです、袋を購入することによって、市販の袋よりもかなり高い袋を購入することによって、それで手数料を支払うという形になるということです。販売店から市民の方が払った購入代金というのは、販売店を通して市のほうに手数料収入として収納されるという、そういう仕組みです。

○立川会長 ほかにいいですか。

○安達委員 この減免申請のご案内というのは、これは対象者に郵送したりするのですか。

- 石井環境都市部次長　こちらは今回諮問させていただいたのとは別のということでご説明した、重度障がい者の3度手間になるほうの手續の案内になります。なので、これはちょっと今回の諮問の対象ではない、これはあくまでも参考ということでお配りしています。
- 青木副会長　一応まだ結論は出ていませんけれども、これが了解されれば、データをもらって減免されることになったので、袋をとりに来てねという話。
- 石井環境都市部次長　そうです。
- 青木副会長　とりに来てもらえば、そこでもうおしまいになっちゃうということですね。
- 石井環境都市部次長　はい。身分証明書を持って資源循環課の窓口に来ていただければ、リストでチェックをして間違いのない、資格があるという確認をするだけで、その場で袋を交付するというだけでは、非常に対象の世帯の方には利便性の高い対応になるんだろう、サービスとしてですね、考えています。
- 安達委員　対象となった段階で対象者650名の世帯の人に対して、こういう減免制度がありますよという案内をするわけですか。
- 石井環境都市部次長　それは各担当の福祉部の所管でしていただくことになっています。
- 安達委員　所管というのは。
- 石井環境都市部次長　生活保護受給世帯については社会福祉課から、あと児童扶養手当受給世帯と特別児童扶養手当受給世帯については子育て支援課で、ちょうど年1回、このぐらいの時期に対象世帯に通知を発送する事務があるということなので、そこに案内を入れて。
- 青木副会長　結局袋はお渡しできるから、とりに来てくださいという案内ですね。
- 石井環境都市部次長　そうですね。
- 安達委員　その段階での対象者についての情報については、この資源循環課では必要ないと。
- 石井環境都市部次長　対象世帯に対して、この仕組みを周知するという事は、各担当課でやっていただく予定です。
- 安達委員　各担当課でやるから、この段階では、まだ必要ないと。

- 青木副会長 窓口に来られたときに袋を渡す段階でチェックをするということ、そのチェックの一覧表が欲しいということですね。
- 石井環境都市部次長 はい。
- 安達委員 申請があった段階で、正しい適切な申請かどうかという点をチェックするために。
- 石井環境都市部次長 そうです。
- 安達委員 その所管課からその情報をもらおうと、そういう趣旨ですか。
- 石井環境都市部次長 そうです。
- 青木副会長 ほかに預かってくれるビニールの袋をね、係が違うという話なんだけれども。
- 石井環境都市部次長 あともう一つ、この必要性があるというのは、重複のチェックをしなきゃいけないというのがあるんです、実は。
- 青木副会長 そうか、両方。
- 石井環境都市部次長 ええ。それが各所管でばらばらで持っている情報をばらばらに運用したのでは、重複のチェックのしようがないので、二重に例えば生活保護受給世帯であり、なおかつ児童扶養手当受給世帯であるというのは普通にある話ですので、そうすると各所管でばらばらに持っているリストだと、両方に二重に配付してしまう可能性があるんで、そこを一元的にごみ行政の担当が窓口になって、その重複チェックもしなきゃいけないというところもあります。
- 青木副会長 逗子のシステムって、ここの部分の一定の資料があるときに、USBに落とせるの、普通のUSBそのデータを。ただ生活保護世帯だけピックアップしたものをどこかUSBみたいなものに落とせるの。
- 石井環境都市部次長 落とそうと思えば落とせないことはないです。
- 青木副会長 実際には落としてもらって、検索かけて一覧つくってデータベースみたいな話になるの。
- 石井環境都市部次長 そうですね。
- 青木副会長 処理はペーパーでなくてもいいわけね、もしそうだとすれば。
- 石井環境都市部次長 そうですね、そういった意味ではそうです。
- 立川会長 でも、これからの問題になると思うんですが、やっぱりペーパーと

というのは、もう一番情報漏えいが可能性の高い媒体ですから、やはりリンクしてネット上でチェックをかけてということが、これからは必要なことだと思いますので。

○石井環境都市部次長 そこは実際の事務ではそこはしっかり踏まえて。

○立川会長 そうですね、10月には間に合わないにしても。

○石井環境都市部次長 ただ、現にこの例えば汎用のエクセルデータであったりとか、そういったデータ化されているものであれば、特にお金かけてシステム化しなくても対応できますので、そこはちょっとご指摘を踏まえまして。

○青木副会長 エクセルなんかに落とせる。

○石井環境都市部次長 大丈夫です。ですので、そこは対応できます。

○立川会長 なるべく手間がかからないように、市民サービスができるようお願いいたします。

○石井環境都市部次長 ありがとうございます。

○立川会長 いいですか、何か。

○安達委員 諮問書に関することですがけれども、別添の一覧表のところで、対象者の数というのは、本来記入すべきものなので。

○立川会長 ここね。

○安達委員 個人の類型・対象者数というのがあって。別添という。

○石井環境都市部次長 ああ、この諮問書ですね。

すみません、そこはそうですね。正確に言いますと、生活保護受給世帯は3月現在で302世帯ですね。児童扶養手当受給世帯は4月末現在で287世帯、特別児童扶養手当受給世帯は3月末時点で66世帯で、これは後ほどしっかり記入して、差しかえのほう、すみません、させていただければと思います。よろしくをお願いします。

○立川会長 この中には重複もあり得るということですね。

○石井環境都市部次長 はい。

○立川会長 よろしいですか。

○青木副会長 子育て支援課は世帯人数は入っていないんですけれども、もともと入っていないんですか、データの中に。情報提供の目的外利用・提供する個人情報の内容で、子育て支援課は一番右側の世帯人数は入っていないんですけ

れども、もともと入っていないんですか、データの中に。

○石井環境都市部次長 これは必要な情報といたしまして、この減免対象の世帯に無料でお配りする袋の枚数を単身の世帯か、2人以上の世帯かで枚数を分けるつくりにはしていますので、そうしますと。

○青木副会長 落ちていないんだったら、別にそれでいいんですけれども。

○石井環境都市部次長 児童扶養手当受給世帯と特別児童扶養手当受給世帯というのはひとり親家庭なので、必ず親と子どもがいて2人以上なので、そこはもう確認する必要がないんですが、生活保護受給世帯の場合は1人世帯なのか、そうじゃないのかという確認ができないと、お配りする枚数が確定しないと、そういうことでございます、すみません。

○立川会長 じゃ、よろしいでしょうか。

それじゃ、この諮問は全会一致でオーケーということにいたします。

○石井環境都市部次長 ありがとうございます。

○立川会長 また、後ほど事務局のほうから連絡が行きますので、しばらくお待ちください。

○石井環境都市部次長 はい。どうもありがとうございました。

——資源循環課 退室——

○立川会長 それでは、議題の5、ちょっとお疲れでしょうけれども、継続させていただきます。

個人情報事務登録簿についてを議題といたします。事務局のほうからお願いいたします。

○矢島情報公開課長 それでは、個人情報事務登録簿について、お手元の資料4をごらんください。

登録簿の変更状況集計表になりますけれども、登録件数617件から2件増の619件となります。これは平成27年7月9日現在になります。新規2件につきましては、1件目は1の社会福祉課の国民生活基礎調査及び社会保障における公的・私的サービスに関する意識調査に係る事務において、調査員の任命、手当支給等のため、神奈川県へ名簿を提出するため、また、本人との連絡調整のため、個人情報を収集し利用するという登録です。記録の名称は調査員候補者名簿になります。

それから、2の2件目、学校教育課のプール券発行事務ですけれども、これは平成20年に事業開始となっておりますけれども、登録が漏れていたものです。申しわけございません。

小・中学生の体力向上と水泳に関する興味、関心、意欲を育てるため、私立及び国立の小・中学校に通う市内在住の児童・生徒及びプール券の再発行が必要な市内小・中学校生に対しプール券を発行していますが、その際にプール券発行願いに住所、氏名、電話番号、学校名、学年、組の記入をしてもらっています。そちらの情報になります。

それから、変更は4件になりますけれども、ページ数で言うと右上に3が振ってあるものけれども、1件目は社会福祉課の逗子市民生委員児童委員協議会事務局事務に追加となりますけれども、こちらのほうは赤ちゃんが誕生された希望されたご家庭に地域担当主任児童委員が訪問し、地域の子育て情報をお伝えしたり、子育ての相談をお受けする、「えがおサポート事業」が4月から開始となり、申込書に住所、氏名、電話番号、お子さんの生年月日等を記入いただくもので、事務局である社会福祉課が保管することになります。

それから、次のページの変更2件目になりますけれども、こちらは社会福祉課の戦没者遺族等助成事業で、こちらも追加となりますが、平成27年の法改正によりまして、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、第10回特別弔慰金が支給されることとなり、そちらの書類が追加となるものです。

次のページになりますけれども、変更の3件目、こちらは介護保険課ですけれども、こちらは利用の根拠を追加記入し、保存期間も追加したものです。こちらは抜けていた情報を追加記入したということです。

それから、次の変更4件目、6になりますけれども、こちらと同じく子育て支援課で課税情報を利用していますが、そちらの利用方法根拠が入っていなかったため、こちらを追加記入したものです。

以上でございます。

○立川会長 この件について何かご質問ございますか。新規2件ありますが、一つは市長から、あとは教育委員会からということになります。

いいですかね。それでは、これで結構ですが、なるべく抜けのないようお願いいたします。

○矢島情報公開課長 申しわけございません。

○立川会長 それでは、次にいきます。

議題の6、逗子市個人情報保護条例の改正に係る解釈運用基準等の改正についてということですが、これも事務局から説明をお願いします。

○矢島情報公開課長 逗子市個人情報保護条例及び条例施行規則につきましては、先日開催されました平成27年第2回逗子市議会定例会におきまして議決されました。これまでいろいろとご審議いただき、ありがとうございました。

正式な条例規則の新旧対照表、資料5を机上に配付させていただいております。

また、条例、規則に続き、今回はその他解釈運用基準等に係る改正案につきまして、前回、会議でご指摘のありました文言の修正等も含めましてご説明させていただき、ご意見を賜りたいと思います。

お手元にお配りしました資料6、資料7についてご説明させていただきます。

まず、資料6のA4縦型の一覧表、逗子市個人情報保護条例改正（案）については、そちらは前回、第1回会議でお配りしたものと内容は同じでございます。

それでは、条例解釈運用基準で、前回案から変更のありました点につき、ご説明させていただきます。

たくさんではありませんので、一括なご説明でよろしいでしょうか。

それでは、まず、66ページ、第2条になりますが、2、解釈（3）の第3号関係のエ、下線部になりますけれども、こちらのほうは前回ご指摘を受けました部分につきまして、「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録全般をいい、ハードディスク、磁気テープ、フィルム、CD、MO、DVD、USBメモリー等の媒体に情報が記録されたものというという表現に変更しました。

また、なおの後の上記媒体自体は開示の対象とならないと、上記媒体という文言を入れました。

次に、86ページの新設の第10条の2、特定個人情報の利用の制限になりますが、第2項の一番最後の表現が、「自ら利用できる」の「自ら」をとって、利用できるとしたものです。

それから、同じページ、86ページの2、解釈（2）第2項関係、アの部分で、前回は激甚災害時等、一定の要件を満たすときに限り、特定個人情報を目的外利用できる旨の表記がありました。この激甚災害時等、一定の要件を満たすときに限りについては、行政機関は該当しないため削除させていただきました。

それから、95ページになります。95ページの14条、自己情報の開示請求権になりますが、第1項の「以下この条及び第14条の2から」を、表現を変更しまして、「以下この条及び次条から」という表現に変更いたしました。

また、97ページのエ、第3号関係につきましては、特定個人情報に係る開示請求については、任意代理人による請求が認められること、その際、委任状に記載される委任事項は、委任者本人の具体的な意思を明確にするものでなければならない旨を規定したものです。

取り消し線の部分については、見直した結果、第3号は請求できる人の範囲を広くすることを記載している部分なので、趣旨にそぐわないため削除しました。

また、「本人がすることができないやむを得ない理由があると認められる場合等に限定する必要はなく」との記載を前回案はしていましたが、もともと任意代理人の趣旨は誰でもよく、本市にやむを得ない等の記述がないため削除しました。

それでは、同じく97ページの下段3行の「委任状に記載される委任事項は、委任者本人の具体的な意思を明確にし、また、濫用を防止することによる本人のプライバシー保護のために、請求内容が特定できる程度に具体的に記載されるべきである」については、追加表記をさせていただきました。

次に、23条自己情報の中止請求権、130ページになりますけれども、条例第1項の下線部、一番最後に「以下同じ」を追加させていただきました。

次に、133ページ、25条自己情報の削除請求権につきましては、条例第1項の下線部、特定個人情報ファイルの後に（同法第2条第9項に規定する特定個人情報保護ファイルをいう）を削除したものです。これは23条において、以下同じと規定したため、必要がなくなったものです。解釈のアの下線部及び134ページのクの下線部においても、同様に同じ内容の括弧書きを削除しました。

資料6については以上でございます。

引き続き、資料の7に基づくご説明よろしいですか。

では、引き続きご説明させていただきます。

資料7に基づきご説明いたします。

逗子市個人情報保護条例関係、規則・規程・要綱、要領等で改正が必要かどうか一覧にしてあります。

最初のページになりますが、逗子市個人情報保護条例施行規則を除く規則・規程・要綱になりますが、逗子市個人情報保護委員規則から逗子市市議会の所管に係る逗子市個人情報保護条例施行規程につきましては、一覧表に記載のとおり、改正不要と考えております。

次のページの要領等になりますが、まず個人情報事務登録簿記入要領で、ハンドブック178ページになりますが、記録の内容ア、基本的事項の一番下に、h. 個人番号、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第7条第1項または第2項の規定により、住民票コードを変換して得られた番号を加えるものです。

次の開示、訂正、中止及び削除の請求における請求者等の本人確認の手続要領につきましては、ハンドブック181ページの6 法定代理人の確認、上から6行目の「書類を提示させ、又は提示させ確認するものとする」は、これは提出とすべきところを提示と表記されているため訂正するものです。これは間違っていたので直させていただくというものです。

それから、同じく181ページになりますが、6 法定代理人の確認の次に、7 本人の委任による代理人の確認を新設し、7 郵送等による請求及び開示を8とするものです。これは先ほど解釈運用基準でご説明させていただいた任意代理人の取り扱いについて規定したものでございます。本人の委任による代理人の確認が特定個人情報に係る自己情報の開示請求に関する場合に、本人の委任による代理人による請求が可能となるため、この委任に関し委任状に記載すべき事項、委任状には印鑑登録印を押印すること。委任者本人の印鑑証明書の提出または提示の確認が必要となる旨を規定するものです。

今まで個人情報の開示として、本人または法定代理人のみの請求とされていたところ、特定個人情報の開示となりますと、任意代理人も認められるようになるため、その委任について慎重に取り扱うべきとの考えから、このように規

定するものです。これに関連しまして、ハンドブック185ページになりますが、第2号様式、自己情報の開示請求書の記載例の備考欄の2行目を、決定通知書を法定代理人または本人の委任による代理人の住所へ送付することを希望する場合の記載に変更するものです。

また、記載例注釈欄に、5、本人の委任による代理人による請求ができるのは、特定個人情報に係る自己情報の開示請求に関する場合のみとなります。請求に関しては、3の書類のほか、本人の自書による委任状（印鑑登録印の押印のあるもの）及び委任者本人の印鑑証明書が必要です、を追加するものです。

また、ハンドブック186ページ、第4号様式、自己情報の開示決定通知書記載例、左上の請求者欄を法定代理人のところを法定代理人または本人の委任による代理人に変更するものです。

次に、ハンドブック187ページの自己情報開示に係る第三者情報の取り扱い要領につきましては、こちらのほうは検討中としてありますが、これは今回の条例改正とは直接関係ありませんが、見直しの中で条例第16条の2、第三者情報に関する取り扱いの条文、解釈運用基準と、この自己情報開示に係る第三者情報の取り扱い要領の内容について検証が必要と思われるので、現在、事務局において検討中です。9月までには改正が必要かどうかお示しできるものと思いますので、検討中とさせていただきます。

次に、ハンドブック189ページ、開示、訂正、中止及び削除の決定の処理に関する内部調整要領、190ページ、自己情報の訂正、中止及び削除の請求に係る調査要領、193ページ、逗子市個人情報運営審議会の公開等に関する要領につきましては、改正不要と考えております。

それから、194ページの個人情報取扱事務委託基準につきましては、現在では検討中とさせていただきますが、これは特定個人情報取扱事務の委託基準については、情報公開課として別のものを作成すべきものなのか、この基準を改正すべきなのか検討中で、他市の動向も参考にしながら対応していきたいと思っております。こちら9月までには改正が必要かどうか、お示ししたいと思っております。

最後に、ハンドブック最終ページ、200ページのフロー図の第23条関係、第25条関係内に、それぞれ（特定個人情報の請求にかかる情報提供等記録を除

く。)を入れさせていただきたいと思います。

以上が資料7の説明となります。よろしくお願いいたします。

○立川会長 それでは、一括してご質問を受けたいと思いますが、これも大分煮詰まってきた感じがしますけれども、いかがでしょうか。第2回の逗子市議会の定例会で可決されたという報告がありました。この件で何か質疑応答等で、ここに関わるようなことってありましたか。

○矢島情報公開課長 番号法自体を反対という方がいらっしゃいますので、そちらのほうからご質問がありましたけれども。

○内田情報公開課係長 ちょうど年金機構の問題の時期と議会の審議の時期が重なるところがあったんですが、やっぱり情報が不正に漏えいしたりしないのか、セキュリティー管理はどうなっているのか、そういった質問はありました。お答えしたのは、情報は一括管理ではなくて、分散管理をします。符号化をして処理をしますし、LGWANを使った中間サーバーを間に入れて管理をすることで安全と考えているということ。

あとは新しく出てきた保護評価について、若干質問がございましたが、そこもこういう評価の一部は当時既に公表済みで、今現在、ほかの評価が必要な事務につきましては、公表が済みしておりますので、全部で16種類の事業、セクションにしますと7つの課がかかわっているんですけども、この関係の登録、公表済みだということ。

主にセキュリティーに関する質問が審議の中でありました。

○立川会長 ありがとうございます。

何かご意見ございますか。

よろしいですか。

それでは、これで今回は進めさせていただいたということでございます。

○矢島情報公開課長 本日も審議いただいた内容につきましては、次回、9月には最終案をご提示させていただきたいと思いますので、またそれまでにご意見等ありましたら、いただけたらありがたいと思います。最終的には10月の施行までに決定したいと思います。

○立川会長 それでは、またメール等で質問等があるかもしれませんが、それまでにいきたいと思います。

それでは、続いて、議題の7、その他を議題といたしますが、じゃ、これも事務局からお願いいたします。

○矢島情報公開課長 すみません、その他ですが、5点ほどございます。ちょっと多くて申しわけないんですけども、まず、資料8となりますけれども、昨年度答申いただきました防犯カメラ等の類型諮問に係る26年度の実績件数の報告をさせていただきます。

個人情報保護制度の全体的な運用状況につきましては、既に前回の会議でご報告をさせていただいておりますが、その追加分になります。平成26年10月1日から平成27年3月31日までの利用提供の実施状況は表のとおりとなります。こちらのほうは半期ごとに集計をし、ご報告させていただきますが、前回の会議の際に集計が間に合いませんので、ご報告が遅くなり申しわけありませんでした。

今後、一番下の防犯カメラ設置・管理運用事業につきましては、生活安全課のほかに防犯カメラの設置されます管財課、市民協働課、文化スポーツ課、児童青少年課、図書館が報告に加わります。

それから、次に、よろしいですか。

○立川会長 この件についてはよろしいですか。

じゃ、次お願いします。

○矢島情報公開課長 次に、資料9となりますけれども、こちらのほうは前回、情報政策課から諮問させていただきました諮問第4号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案）の制定についてに関連しまして、6月6日の土曜日に、市民を対象とした説明会が開催されましたので、そのときの資料を参考までに机上に置かせていただきました。

この内容で7月1日から7月31日までパブリックコメントが実施されております。

なお、条例案につきましては、本年の9月の市議会に情報政策課から上程予定となっております。こちらのほうご参考までによりしくお願いいたします。

○立川会長 この件はよろしいですか。

じゃ、この資料9をよく読んで、何か質問があれば、事務局のほうへお願い

いたします。

じゃ、次お願いします。

○矢島情報公開課長 3点目になりますけれども、先ほど内田のほうからもご報告させていただきましたが、特定個人情報保護評価書の提出ですが、平成27年6月30日に15件提出しましたので、ご報告させていただきます。さきに戸籍住民課のほうで公表されていまして、計16件が逗子市では公表されています。3点目は以上です。

○立川会長 はい、じゃ次お願いします。

○矢島情報公開課長 4点目のほうは、海原委員が新しく委員に加わりまして、今後の資料送付等について、海原委員も含めまして全委員にメーリングリストで一緒に送付させていただきたいと思うのですが、ご了承いただけますでしょうか。

○立川会長 よろしいですか。じゃ。

○内田情報公開課係長 今後はメールとさせていただきます。

○立川会長 はい、お願いいたします。

○矢島情報公開課長 それから、5点目、最後になりますけれども、次回の日程なんですけれども。

(日程調整)

○立川会長 それでは、次回は8月31日の午後2時から、5階の第6会議室ということよろしいですか。

それでは、長い間どうもご苦労さまでございました。今回はこれで終わらせていただきます。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

午後 4時15分閉会